

令和 4 年 3 月 16 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 殿

兵庫県丹波市

丹波市長 林 時彦

個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）最終報告書

令和 3 年度【内閣府事業】避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の推進において、モデル事業（市町村事業）の実施にあたり、最終報告書を提出します。

【市町村情報、事業概要】

都道府県名 市町村名	兵庫県丹波市
所在地	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地
担当部局連絡先	生活環境部くらしの安全課 防災係（担当 梅垣耕平） 電話 0795-82-0250（課直通）、FAX 0795-82-1821 E-mail umegaki-kouhei@city.tamba.lg.jp
連携部局連絡先	① 健康福祉部介護保険課 電話 0795-88-5267 ② 健康福祉部障がい福祉課 電話 0795-88-5263 ③ 健康福祉部社会福祉課 電話 0795-88-5276
事業概要	①想定災害を水害に限定 ②福祉専門職から水害時に心配な担当ケースの情報の提供 ③防災担当が防災マップから自宅避難か立ち退き避難かを判断 ④立ち退き避難の方の避難先、避難所までの移動方法（自動車）の確保を重視 ⑤地域の支援者による支援内容を誰でもできる内容までの具体化を調整 ⑥市全体での個別避難計画作成対象者の見込み数を推計 3つある地域包括支援センターの一つの協力のもと、ケアマネジャーから32名の情報提供を得て、ハザードリスクを確認し、17名の避難計画の検討が必要な中から、本人・家族の協議をし、3名の個別避難計画を作成。
備考	

※連絡先、担当者に変更があり、担当者名簿に変更が必要な場合、その旨を備考欄に併記すること。

【取組の概要】 (都道府県名 市町村名)

	取組の状況
【1】 市町村事業名	災害種別に対応した実効性の高い個別避難計画の基準、事務フローの作成事業
【2】 事業実施体制 庁内の連携体制	事務局及びハザード情報担当：生活環境部くらしの安全課（防災係） 介護保険事業関係分野担当：健康福祉部介護保険課（地域支えあい推進係） 障がい者福祉サービス分野担当：健康福祉部障がい福祉課（障がい総務係） 民生委員児童委員との調整担当：健康福祉部社会福祉課（福祉総務係） ○令和3年8月16日（月）上記部署の課長級以下担当者合同での内部調整会議を開催。
【3】 事業実施体制 庁外との連携体制	(1) 地域包括支援センター及びケアマネ連絡会（市内3地域） → 現状の課題と事業趣旨の説明、協力依頼 → うち1センターで水害時に心配な人の氏名、住所情報を提供してもらい、以降、経過を共有。 (2) 民生員児童委員連絡協議会 → 避難優先度の高い人、家族・地域での支援が困難な人に「市」が関り、それ以外の人を地域で支えていく方法を説明、協議 (3) 障がい者（児）生活支援相談専門員連絡会 → 現状の課題と事業趣旨の説明、協力依頼。水害時に心配な担当ケースの氏名、住所情報を提供してもらう。（計画作成は令和4年度へ持ち越し） (4) 社会福祉協議会 → 地域支え合い活動における要支援者避難の現状、方向について協議 (5) その他の助言者、情報共有の相手方等 ①兵庫県丹波健康福祉事務所（地域保健課：難病、精神保健対策） ②兵庫県立大学大学院 減災復興政策推進研究科 阪本真由美教授 ③福知山公立大学 地域防災研究センター ④関西大学社会安全学部 山崎栄一教授 ⑤兵庫県防災企画局防災企画課 （兵庫県防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業）
【4】 モデル事業の実施 内容、実施方法	【実施内容】 (1) 地域包括支援センター、ケアマネ連絡会、障がい者（児）生活支援相談専門員連絡会、民生員児童委員連絡協議会、社会福祉協議会の会合で現状の制度の課題、法改正の趣旨、今後の取り組み方針を説明・共有 (2) 3つの地域包括支援センターの一つの協力を得て、ケアマネジャーから水害時に心配な人の氏名・住所情報を提供してもらい、防災担当が自宅避難か立退き避難可を判断。 (3) 立ち退き避難が必要な人について、①ケアマネジャー、②民生員児童委員、③家族、④本人と段階的に協議を進めて、避難先、移動方法について調整。 【実施方法】 防災担当が主となり、各団体を訪問、説明、協議を実施。本人情報で不明瞭なところなどは随時、福祉部局担当者と協議、情報を共有。 要支援者本人・家族との接触は、ケアマネジャー、民生員児童委員があたり、計画作成等の意思が確認されてから防災担当がケアマネジャー等と一緒に訪問することとした。
【5】 アピールポイント	(1) 避難の方法（自宅避難、立ち退き避難）は防災担当者が判断すると役割を明確にしたことで、福祉関係者や民生員児童委員などの不安を払拭できた。 (2) 避難所までの移動方法を地域、家族でできれば…という曖昧で残さず、原則、タクシー等を使用し、本人が安全に確実に避難でき、支援者の負担を軽減する協議を進めたので福祉専門職、民生員児童委員等の心理的負担を軽減でき、信頼関係も構築できた。 (3) 現状、住民基本台帳、介護保険台帳等からの自動抽出で1万人以上の要支援（対象）者から、実際に個別避難計画作成が必要なのは100人ほどという推計をすることができた

【6】 事業による 成果目標	(1) ～ (4) 当初の目標、→取組結果 (1) 丹波市の実態、力量に適した避難行動要支援者制度の業務フレームの形成 → 個別避難計画が必要な対象者数を100人ほどと推計でき、避難方法も単純なフローをベースに協議を進める方法が見いだせた。 (2) 個別避難計画策定対象者の基準の明確化 → 想定を水害とした場合、立ち退き避難が必要な人を①福祉専門職が水害時に心配な人、②防災担当が防災マップから立ち退き避難の必要性を判断するという単純な基準で取り組めた。 (3) 普段の生活支援の現場における声を基礎とする要支援者、個別避難計画情報の適時更新 → 要支援者の避難先での支援内容については、避難完了後に、市から担当の福祉専門職に連絡し、適切な最新情報を確認するフローで進めている。 (4) 災害種別に応じ、実効性を確保した個別避難計画のモデル事例の作成 → 人工呼吸器装着などの難病患者の要支援者については、原因を問わず、停電時の避難計画（電気使用エリアへの立ち退き避難可自宅での電源確保か）の個別協議を進めている。
【7】 事業実施 スケジュール	4月 健康福祉部各課と事業に係る協議調整 兵庫県立大学大学院 阪本真由美教授協議 5月 丹波市南部地域包括支援センター協議、ケアマネ連絡会で事業趣旨の説明 6月 関西大学社会学部 山崎栄一教授協議（オンライン） 障害者生活相談支援専門員研修（オンライン） 福知山市危機管理室、福知山公立大学地域防災研究センターと意見交換 7月 西部圏域ケアマネジャー研修会で事業趣旨の説明（オンライン） 東部圏域ケアマネジャー研修会で事業趣旨の説明 南部圏域ケアマネジャー研修会で防災マップの活用などを説明 8月 健康福祉部との事業に係る内部調整会議 丹波市南部地域包括支援センターと協議（以降の進め方） 9月 ①丹波市南部地域包括支援センターを通じて、水害時が気になる担当ケースの方の氏名・住所の提供を依頼 10月 ①の情報者の避難優先度の検証作業⇒ 結果概要を地位包括支援センターに報告 ②障害者生活相談支援専門員に、水害時が気になる担当ケースの方の氏名・住所の提供を依頼 11月 ①について各介護支援専門員と個別協議、②の情報者の避難優先度の検証作業 12月 ①について、民生委員児童委員と個別協議 令和4年 1月～ 新型コロナウイルス感染症の感染者拡大により、関係者、本人等との接触はできず。 2月 丹波市防災会議で事業の取組状況の報告 3月 民生員児童委員連絡協議会研修会で事業趣旨、現在の結果などの報告
【8】 特記事項	(1) 想定災害を「水害」と指定 (2) 防災担当が立ち退き避難が必要と判断した人に対しては、曖昧な計画では完了させない、移動方法（自動車確保）を含めて見捨てない姿勢を持つことで、福祉関係者との信頼関係を構築。 (3) 避難計画（避難の流れ）を単純化し、避難（支援）＝困難のイメージを払拭

【応募の要件に関する取組】

要件	取組の状況
(A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。	【解決を図ろうとした課題】 名簿システム上、高齢者のみ世帯を中心に対象者が増えすぎている現状の解決 【これまでに行った取組（検討事項含）】 健康福祉部長、各担当課長、担当者と防災部局での内部調整会議開催 【現時点における課題】 優先度の高い人の避難時の移動方法についての「公」の積極的な関り、支援の内容についてなお協議が必要 【対応の方向性】 立ち退き避難の車両確保について、具体的に一つひとつのケースを積み重ねながら、対応方針を定めていく。
(B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。	【解決を図ろうとした課題】 現状制度の課題（名簿上の対象者が多すぎる）の共有と、福祉専門職に求める役割（担当ケースのハザードリスクの確認と防災部局への相談）の理解 【これまでに行った取組（検討事項含）】 市内全事業所のケアマネジャー及び障害者（児）生活支援相談専門員の各研修会時に現状の課題と今後の取組を説明 【現時点における課題】 社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉法人の運営者等への取組の説明や協力体制が不十分 【対応の方向性】 引き続き、関係団体と個別協議を進め、多くの関係で取組への理解と協力を得られるよう進める。
(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。	【解決を図ろうとした課題】 高齢者のみ世帯を中心に 1 万人以上の要支援対象者から、何を基準に優先度を判断するのか。 【これまでに行った取組（検討事項含）】 対象災害を水害に限定し、福祉専門職から提供の水害時に心配な「人」と、防災担当が防災マップから判断する立ち退き避難が必要な「地」の情報を基準とすることにした。 【現時点における課題】

	防災マップ上のハザードリスクが、想定最大規模の浸水のみやため池のみのケースの場合、避難計画の必要性が共有されにくく、個別避難計画の作成を進めづらい。 【対応の方向性】 ハザードリスクを計画規模の浸水想定で 0.5m 以上の方を最優先にして、個別避難計画の作成を進めていくことにする。
(D) 個別避難計画を実際に作成すること。	【個別避難計画の作成件数】 3 件 【作成した避難行動要支援者の区分】 ケース① 高齢、要介護（車椅子）、床上浸水の浸水想定区域内で二階建てに居住中。子と二人暮らし、子にも社会的支援が必要 ケース② 高齢夫婦二人暮らし、用品レンタルの介護サービス利用中、土砂災害警戒区域内、平屋建てに居住。自発的な避難行動の判断が困難 ケース③ 難病による人工呼吸器装着、妻と二人暮らし、0.5m までの浸水想定。停電発生時の対応計画が必要
個別避難計画の様式を作成する上で留意した事柄。	(1) ハザードリスクの認識を共有できるよう、対象者の住家を中心にしたハザード種類ごとの防災マップを作成し、福祉専門職、民生委員児童委員、本人・家族と共有し、立ち退き避難の必要性の理解を求めた。 (2) 単純化した避難の基本フレームをベースに協議を進めた。 ① 市が避難所を開設 ⇒ 本人に連絡 ② 自動車で避難所まで避難（車の確保が困難な場合は市がタクシー会社に連絡） ③ 避難が完了すれば、市が担当ケアマネジャー、民生委員児童委員、自治会役員等に連絡 (3) 本人・家族への接触は、ケアマネジャー、民選委員児童員との協議を経てから、ケアマネジャー等を通じて、本人・家族に打診をしてもらい、了解を得られてから実施。 (4) 本人・家族の協議で、当面は家族で判断・行動する方向になった場合、無理に個別避難計画の作成を押し付けず、また状況が変わったら一旦引くぐらいの姿勢で対応した。

		(5) 介護度や障害手帳の等級などはあえて記載、確認はしない。(相手側は承知の情報のため)
--	--	---

【ステップごとの取組内容等】

ステップ		取組の進捗 A・B・C	記載事項	記載欄
1	推進体制の整備等	A	課 題	地域包括ケアをベースとする地域支え合いを主体とする福祉部局と災害時の死者を出さないための対象者及び避難方法の確実な担保を求める防災部局での意見相違
			取組内容 (取組方針)	寝たきりなど、家族・地域での避難支援が困難な人は、防災部局が立ち退き避難の必要性を判断して確実な避難計画を作成し、それ以外の人は地域主体での支援とする区分で調整。
			取組の 成果・結果	「人」からアプローチし、比較的短期間で一定の成果を出せる防災部局と、「地域」からアプローチし、長期的な取組を進める福祉部局との役割分担が明確になった。
			理 由	通常業務をベースにした役割分担としたため。
2	計画作成の優先度の検討	A	課 題	既存の制度は、名簿上の要支援者の多くが高齢者のみ世帯で、想定災害もなく、どこから着手すべきか不明確だった。
			取組内容 (取組方針)	①想定災害を「水害」にする。 ②福祉専門職が担当ケースから水害時に心配な人を防災部局に相談する流れをイメージ ③防災担当者が防災マップで立ち退き避難の必要性を判断
			取組の 成果・結果	優先度が高いと共有できる人数の概数を把握することができた。(市域全域で 100 人ほどの見込) ①市の 1/3 区域のケアマネジャーからの情報提供 32 名 ②①のうち、立ち退き避難が必要な人 17 人 ③段階的に協議し、本人・家族協議で避難計画作成を進めるのが 3 人 ④障害者生活支援相談専門員からの情報提供 34 名 ⑤県健康福祉事務所からの難病患者の要支援候補者 5 名 ②、④、⑤の数値から推計すると立ち退き避難が必要な住家で他者が本人の状況から心配している人は約 100 人と推計。
			理 由	実行可能な個別避難計画を作成、更新、いざの時の実施を確保できる現実的な数字が必要と考えたため。
3	福祉専門職の理解を得る	A	課 題	避難行動要支援者の避難について、福祉専門職が具体的にどう関り、どこまでするのかの認識が曖昧で共有されていなかった。
			取組内容 (取組方針)	それぞれの連絡会・研修会の機会に防災担当が出向き、現状の避難支援制度の課題（名簿上の対象者が多すぎるなど）とモデル事業での改革の方向性を説明した。
			取組の 成果・結果	①避難支援の方法は災害種別で異なる。 ②福祉専門職が直接の避難支援をするわけではない。 ③水害の想定ならば、担当ケースで心配な人を防災担当に相談してもらう。(防災の知識は問わない。) ④立ち退き避難が必要な人は、防災担当が一定、担保できるところまで計画作成と福祉専門職との情報共有を担保する姿勢を示す。
			理 由	災害時の支援については、防災部局が積極的に関わる姿勢を示せたことで一定の信頼関係を構築することができた。

4	自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得る	C	課 題	既存の制度の要支援者名簿と個別避難計画は提供されているが、具体性に弱く、自治会で支援が必要と思いながらも名簿に掲載されていない人もいる。
			取組内容 (取組方針)	市(防災担当)が地域での支援が困難な人は、確実に底支える姿勢、方針等を示し、説明機会を確保したかったが、実施できる機会がなかった。
			取組の 成果・結果	特になし
			理 由	コロナ等の関係で機会を確保できなかった。
5	本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者に協力打診、避難先候補施設に受入打診	C	課 題	避難支援に際して、正確な本人情報がどこまで必要で、どの範囲まで提供すべきかが曖昧で、扱いに苦慮していた。
			取組内容 (取組方針)	避難先の施設での支援のためなど、本当に必要にならない限り、あえて介護度や障害手帳の等級などの情報の収集、記載などはしなかった。
			取組の 成果・結果	今回は、本人の介護度など詳細情報を確認、共有するほどのケースに至らなかった。
			理 由	福祉専門職、民生委員児童委員、地域住民には介護度等の本人の詳細情報はあえて不要と思われる。名簿、計画書の作成上、市(特に防災担当)が求めてしまっている傾向がある。
6	本人、関係者、市町村による計画の作成	B	課 題	優先度の高い人の計画は市が積極的に作成に関われるが、それ以外の人はどうするかの方策が未定であった。
			取組内容 (取組方針)	特段の取組はできなかった。
			取組の 成果・結果	特になし。
			理 由	コロナの影響で市が積極的に作成に係わるケースの進捗が遅延したため。
7	実効性を確保する取組の実施	A	課 題	既存の個別避難計画は空欄が多かったり、支援者が自治会の役職名になっていたり、具体的な支援内が曖昧で誰もが実行に不安をもっていた。
			取組内容 (取組方針)	水害を想定とし、避難計画のイメージを単純化。 ① 市が避難所を開設 ⇒ 本人に連絡 ② 自動車避難所まで避難(車の確保が困難な場合は市がタクシー会社に連絡) ③ 避難が完了すれば、市が担当ケアマネジャー、民生委員児童委員、自治会役員等に連絡 上記①～③をベースに個別の協議を進めた。
			取組の 成果・結果	福祉専門職、民生委員児童委員、地域住民のそれぞれの役割のイメージが明確になり、個々の負担感も払拭できた。 地域住民の支援内容も、誰でもできるところまで具体的に、より具体的な協議を重ね、あるケースでは、地域住民は要支援者のタクシー乗車時の支えと避難所用のカバン(色、普段の置き場所指定)を忘れていないかの確認と具体的にできた。
			理 由	計画作成協議時は、関係者がつい、「では、自分が…する。」的なやりとりもあったが、誰でもできる内容でないと確実性が担保できないとさらに協議を進めてきたため。

A:課題の対応が相当進んだもの、予定どおり進んでいるもの

B:取組はしているが、予定どおり進まなかったもの

C:ほとんど対応できていないもの、手を付けられていないもの

【事業の類型ごとの取組】

事業の類型	取組の進捗 ○, △, ×	取組の状況
(ア) 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの	○	【当初、解決を計ろうとした課題】 避難行動要支援者の避難について、福祉専門職が具体的にどう関り、どこまでするのかの認識が曖昧で共有されていなかった。 【これまでに行った取組】 それぞれの連絡会・研修会の機会に防災担当が出向き、現状の避難支援制度の課題（名簿上の対象者が多すぎるなど）とモデル事業での改革の方向性を説明した。 ①避難支援の方法は災害種別で異なる。 ②福祉専門職が直接の避難支援をするわけではない。 ③水害の想定ならば、担当ケースで心配な人を防災担当に相談してもらおう。（防災の知識は問わない。） ④立ち退き避難が必要な人は、防災担当が一定、担保できるところまで計画作成と福祉専門職との情報共有を担保する姿勢を示す。 【令和3年度末時点における課題】 市域1/3の管轄区域を重点的に実施したため、残り2/3の区域の福祉専門職には理解が不十分であった。 【今後の対応方針】 残り2/3の区域の福祉専門職には4年度以降に改めて説明会の機会を確保し、理解を得ることとする。
(イ) 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの	×	【当初、解決を計ろうとした課題】 地域で支援できない人をどう見極め、どのように対応するかの方針の共有 【これまでに行った取組】 特段の事業としての取組はできなかった。 【令和3年度末時点における課題】 自主防災組織等への現状説明、課題共有、改善の取組の説明ができていない。 【今後の対応方針】 令和3年度の事業内容を説明し、優先度が低い要支援者の具体的支援について理解を求める。
(ウ) 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの	○	【当初、解決を計ろうとした課題】 名簿上の対象者が多く、個別避難計画作成の優先度が高い人の人数推計が不明であった。 【これまでに行った取組】 ①福祉専門職から水害時に心配な人の情報を提供してもらう。（市の1/3区域 要介護3以上中32名） ②防災担当が防災マップから立ち退き避難が必要な人を判断（32名中17名に） ③17名について福祉専門職、民生委員児童委員を経て、本人・家族と個別協議を進め、最終3名の避難計画を作成中。 【令和3年度末時点における課題】 新型コロナの影響で避難訓練の実施まで至らなかった。 【今後の対応方針】 令和4年の出水期までには避難訓練を実施する。
(エ) 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの	△	【当初、解決を計ろうとした課題】 名簿上の対象者が多すぎるため、どのように優先度の高い人に照準をあてるか。 【これまでに行った取組】 優先度の考え方は取り組めたが、名簿上の対象者全ての計画作成の進め方までには至らなかった。 【令和3年度末時点における課題】 要支援者名簿の対象基準の改善に向けての内部調整が未了（特に高齢者のみ世帯の扱い） 【今後の対応方針】 高齢者のみ世帯への支援はどうあるべきかの内部及び関係者との協議を進める。

(オ) 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの	△	【当初、解決を計ろうとした課題】 避難（支援）＝困難というイメージであった。 【これまでに行った取組】 水害を想定とし、避難計画のイメージを単純化。 ① 市が避難所を開設 ⇒ 本人に連絡 ② 自動車で避難所まで避難（車の確保が困難な場合は市がタクシー会社に連絡） ③ 避難が完了すれば、市が担当ケアマネジャー、民生委員児童委員、自治会役員等に連絡 【令和3年度末時点における課題】 まだ試行段階であり、検証できるケース数が少ない。 【今後の対応方針】 引き続き、上記の手法での取組ケースを重ねていく。
(カ) 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの	×	福祉部局で地域支え合い（地域包括ケア）の取組として調整を進めたが、コロナ等の関係で実施には至らなかった。
(キ) 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの	×	【当初、解決を計ろうとした課題】 「災害」ではなく、災害種別ごとの要支援者と支援内容を区分できていなかった。 【これまでに行った取組】 「水害」に限定し、防災マップを活用して立ち退き避難の必要な方を優先度の高い人とした。 【令和3年度末時点における課題】 水害以外の災害想定については「停電」対応のケースのみで、他の災害種別までは取り組めなかった。 【今後の対応方針】 水害→停電を進めた後、地震についての支援計画を検討する。
(ク) 福祉避難所への直接避難に関するもの	△	【当初、解決を計ろうとした課題】 優先度の高い人は直接福祉避難所にいく、具体的なフローができていなかった。 【これまでに行った取組】 優先度の高い人を定め、具体的な避難先を調整、避難先の施設等の確認も行った。 【令和3年度末時点における課題】 結果的に、市の公共施設で避難可能な方ばかりとなり、該当数ケースが発生しなかった。 【今後の対応方針】 引き続き、該当ケースがでた場合は、避難時の移動方法の確保も含めて協議、検討を進める。
(ケ) 特別支援学校に関するもの	×	コロナの影響で、具体的に訪問、協議ができず取組は進まなかった。
(コ) 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの	○	【当初、解決を計ろうとした課題】 難病患者については県の管轄で十分な情報共有ができていなかった。 【これまでに行った取組】 県が人工呼吸器装着者の非常時計画を作成し、市に提供。停電時の具体的避難先または電源確保についての個別協議を実施 【令和3年度末時点における課題】 本人との接触・協議までには至らず、計画が作成半ばである。 【今後の対応方針】 引き続き、電源確保施設への避難か自宅での電源確保かの調整を進め、計画作成を進める。
(サ) 個別避難計画の内容の改善に関するもの	○	【当初、解決を計ろうとした課題】 既存の計画は災害の想定がなく、支援者が役職のものや支援内容に具体性がないため、実効性に疑問があった。 【これまでに行った取組】 水害を想定とし、避難計画のイメージを単純化した。 ① 市が避難所を開設 ⇒ 本人に連絡 ② 自動車で避難所まで避難（車の確保が困難な場合は市がタク

		シー会社に連絡) ③ 避難が完了すれば、市が担当ケアマネジャー、民生委員児童委員、自治会役員等に連絡 【令和3年度末時点における課題】 実施ケースが少なかったため、正式に様式改善にまでは至っていない。 【今後の対応方針】 引き続き、個別避難計画の作成のケースを重ねて、様式を改善する。
(シ) 地区防災計画との連動に関するもの	×	取り組んでいない。
(ス) 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの	×	取り組んでいない。
(セ) 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの	×	取り組んでいない。
(ソ) 人材育成に関するもの	×	取り組んでいない。
(タ) その他	×	取り組んでいない。

【研修会や説明会等の講師等の一覧】

氏 名	所 属・役 職	研修会や説明会等	
		名 称	概 要
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授	事業の助言	担当職員が出張
山崎 栄一	関西大学社会安全学部 教授	事業の助言	オンライン
横山 泰昭	福知山公立大学地域防災研究センター センター長	事業の助言	担当職員が出張
外部講師による関係者向けの研修会等は実施していない。 なお、兵庫県・兵庫県社会福祉士会主催 福祉専門職対象防災対応力向上研修を 10 月 29 日に市内で開催。24 名が参加。			

【取組に参画している関係者の一覧】

取組の種類	関係者	備 考
個別避難計画の作成に参画した関係者	丹波市南部地域包支援センター 丹波市南部ケアマネ連絡会 丹波市社会福祉協議会 (生活支援相談専門員) 民生委員児童委員	
地域調整会議への出席者	開催していない。	
避難支援等実施者	民生委員児童委員	

避難支援等関係者		介護支援専門員 障害者生活支援相談専門員	
避難訓練への参加者、参加機関 や団体等		丹波市総務部各支所職員 丹波市健康福祉部関係職員 丹波市まちづくり部関係職員	
その他	—	—	—
	—	—	—

【人員と予算の確保状況】

個別避難計画の作成に関する人員体制			
部署名：生活環境部 くらしの安全課	専任（名）	常勤：1名	非常勤：0名
	兼任（名）	常勤：1名	非常勤：1名
部署名：健康福祉部 介護保険課	専任（名）	常勤：1名	非常勤：0名
	兼任（名）	常勤：2名	非常勤：0名
部署名：健康福祉部 障がい福祉課	専任（名）	常勤：0名	非常勤：0名
	兼任（名）	常勤：2名	非常勤：0名
個別避難計画の作成に関する予算			
当初予算額			
補正予算額			
特に予算措置なし		○	
（参考）避難行動要支援者数（人）			

【参考にした他市町村の取組】

○京都府福知山市 隣接市のため、意見交換、情報共有を行った。
